

(別紙)

ベビーシッター利用内容内訳表

【留意事項】

- 内訳表は児童ごとにひと月単位で作成してください（色付きの箇所についてご記入ください）。
 - 純然たる保育サービス提供単価(税込)からクーポン等による割引額を差し引いた金額が助成対象です。
 - 「クーポン等の割引金額」の欄については、交通費等の対象外経費に充当できることが「明確」であることが分かる根拠資料を提出いただければ、保育料に充当する金額のみを記載いただいて構いません。